

定期報告を必要とする建築物等一覧表

(釧路市建築基準法施行細則で指定しているもの)

	用途	要件	報告の時期・期間
特定建築物等	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人ホーム又は児童福祉施設等【釧路指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積の合計が500㎡を超えるもの（児童福祉施設等で収容施設無き場合は1,000㎡）	平成28年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで（3年毎）
	学校又は体育館（学校に附属するもの）【釧路指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	
	体育館（学校に附属しないもの）【釧路指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	
	劇場、映画館、演芸場【釧路指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積（客室又は集会室の部分に限る。）200㎡を超えるもの	平成29年以降3年ごとの4月1日から9月30日まで（3年毎）
	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場【釧路指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積（客室又は集会室の部分に限る。）200㎡を超えるもの	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎【釧路指定】	① 3階以上の階にあるもの、かつ1000㎡を超えるもの	
	ホテル又は旅館【釧路指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積の合計が300㎡を超えるもの	平成30年以後3年ごとの4月1日から9月30日まで（3年毎）
	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場【釧路指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	
	事務所その他これに類するもの【釧路指定】	① 5階以上の階にあるもの、かつ床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）【釧路指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	毎年の4月1日から9月30日まで（毎年）
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店又は飲食店【釧路指定】	① 3階以上の階にあるもの ② 床面積の合計が500㎡を超えるもの		

・用途部分の床面積が100㎡以下のものは定期報告の対象外

・複合の用途に供する建築物にあつては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする。

	用途	要件	報告の時期・期間
建築設備	上記建築物に設けた	機械換気設備【釧路指定】	毎年の4月1日から9月30日まで（毎年）
		機械排煙設備【釧路指定】	
		非常用の照明設備【釧路指定】	